

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南山城複写センター)

目 次

条 例

- 条例第16号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 …… (人事課) … 2
- 条例第17号 宇治市市税条例等の一部を改正する条例 …… (市民税課) … 2
- 条例第18号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 …… (建築指導課) … 3

訓 令 甲

- 訓令甲第5号 宇治市広報事務に関する規程の一部を改正する規程 …… (秘書広報課) … 4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第19号 特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日 …… 4
- 告示第20号 ポスター掲示場の設置場所 …… 4
- 告示第21号 期日前投票の場所 …… 13
- 告示第22号 在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票の場所 …… 13
- 告示第23号 期日前投票所を設ける期間 …… 13
- 告示第24号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任 …… 13
- 告示第25号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間 …… 14
- 告示第26号 選挙管理委員会の招集 …… 14
- 告示第27号 直接請求に必要な選挙人の数 …… 14
- 告示第28号 宇治市開票区の開票の場所及び日時 …… 14
- 告示第29号 開票管理者及び同職務代理者の選任 …… 14
- 告示第30号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時 …… 15
- 告示第31号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 15
- 告示第32号 宇治市各投票区の投票場所 …… 15
- 告示第33号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ …… 15
- 告示第34号 選挙公報及び審査公報の配布方法等 …… 16
- 告示第35号 投票管理者及び同職務代理者の選任 …… 16

規則

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年6月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第16号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「が、当該」を「が当該」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第12項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第4項の改正規定及び次項の規定 令和4年7月1日

(2) 第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日（経過措置）

2 改正後の第10条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至つた者について適用する。

（揭示済）

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年6月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第17号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

（宇治市市税条例の一部改正）

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条本文中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第18条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第18条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、

当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第24条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第27条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「法第314条の2第4項」を「同条第4項」に改める。

第28条第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族」を「、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族」に、「を除く。）」を「であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第80条の2本文中「閲覧」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」に改める。

第80条の3中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の3第2項中「、4分の3」を「、5分の4」に改め、同条第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第23条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第26条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第27条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第27条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第27条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの」を「確定申告書にこの」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第31条を削る。

（宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年宇治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宇治市市税条例第28条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（を「扶養親族（年齢16歳未満の者又はは」に、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第14条第2項及び第28条の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宇治市市税条例第28条の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項及び第26条第3項の改正規定並びに同条例附則第31条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中宇治市市税条例第18条第4項及び第6項、第24条の2第1項及び第2項、第27条第1項ただし書並びに第28条第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第23条第2項、第27条の4第4項並びに第27条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（宇治市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年宇治市条例第15号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中宇治市市税条例第9条、第80条の2及び第80条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第9条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の宇治市市税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第28条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の宇治市市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第80条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第80条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（揭示済）

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年6月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第18号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号中「又は」を「若しくは」に、「（次号）を「又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（次号）」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

- (3) 既存建築物を長期優良住宅として維持保全しようとする場合当該建築物の床面積

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（揭示済）

訓 令 甲

宇治市訓令甲第5号

宇治市広報事務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市広報事務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市広報事務に関する規程（昭和42年宇治市訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、宣伝、報道等の」を「及び宣伝並びに市政に関する情報発信に関する」に、「円滑に進める」を「総合的かつ戦略的に推進する」に改める。

第2条中「企画、立案、調整等」を「企画立案、推進等」に改める。

第7条を削り、第6条第1項中「、市政だより」を「、宇治市政だより（以下「市政だより」という。）」に改め、同条第2項中「広報連絡委員」を「広報担当者」に、「秘書広報課長が」を「秘書広報課が」に、「、秘書広報課長」を「、秘書広報課」に改め、同条第3項中「秘書広報課長」を「秘書広報課」に改め、同条を第7条とし、第5条を次のように改める。

（報道機関への情報提供等）

第6条 広報担当者がその属する課等における事業、行事等の情報を報道機関に提供する必要があると認める場合は、広報担当者は当該課等の長と調整し、遅滞なく、報道機関に提供する資料を秘書広報課に送付しなければならない。

2 事業、行事等が臨時に発生し、又は変更されたときは、その都度秘書広報課に連絡しなければならない。

第4条の見出しを「（広報担当者の職務）」に改め、同条中「広報連絡委員」を「広報担当者」に改め、「、市政全般にわたる事務事業を熟知し」を削り、「に沿った」を「を踏まえた」に、「、秘書広報課長」を「、秘書広報課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 広報担当者は、広報マネジメント会議における決定事項をその属する課等の職員に対して周知し、当該決定事項を推進する。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「（広報担当者）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「第2条」に、「広報連絡委員」を「広報担当者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「広報連絡委員」を「広報担当者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（広報マネジメント会議）

第3条 広報事務の総合調整を図るため、広報マネジメント会議を置く。

2 広報マネジメント会議は、市長公室副部長が主宰し、市長部局、教育部及び上下水道部の副部長、副消防長並びに会計室長をもって構成する。

3 広報マネジメント会議の庶務は、秘書広報課において処理する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第19号

特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日を次のとおり定めます。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

令和4年6月20日

（揭示済）

宇治市選挙管理委員会告示第20号

ポスター掲示場の設置場所について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めます。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

参議院京都府選挙区選出議員選挙 ポスター掲示場設置場所一覧（宇治市）

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
4	4-8		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		
6	6-3		
7	7-1		

7	7-2		
7	7-3		
7	7-4		
7	7-5		
7	7-6		
8	8-1		
8	8-2		
8	8-3		
8	8-4		
8	8-5		
9	9-1		
9	9-2		
9	9-3		
9	9-4		
9	9-5		
9	9-6		
9	9-7		
9	9-8		
9	9-9		
9	9-10		
9	9-11		
10	10-1		
10	10-2		
10	10-3		
10	10-4		
10	10-5		
10	10-6		
10	10-7		
10	10-8		
10	10-9		
10	10-10		
11	11-1		
11	11-2		
11	11-3		
11	11-4		
11	11-5		
11	11-6		
11	11-7		
12	12-1		
12	12-2		
12	12-3		
12	12-4		
12	12-5		
12	12-6		
12	12-7		

13	13-1		
13	13-2		
13	13-3		
13	13-4		
13	13-5		
13	13-6		
13	13-7		
14	14-1		
14	14-2		
14	14-3		
14	14-4		
14	14-5		
14	14-6		
14	14-7		
15	15-1		
15	15-2		
15	15-3		
15	15-4		
15	15-5		
15	15-6		
16	16-1		
16	16-2		
16	16-3		
16	16-4		
17	17-1		
17	17-2		
17	17-3		
17	17-4		
18	18-1		
18	18-2		
18	18-3		
18	18-4		
19	19-1		
19	19-2		
19	19-3		
19	19-4		
19	19-5		
19	19-6		
19	19-7		
19	19-8		
19	19-9		
20	20-1		
20	20-2		
20	20-3		
20	20-4		

20	20-5		
20	20-6		
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		
25	25-3		
26	26-1		
26	26-2		
26	26-3		
26	26-4		
26	26-5		
26	26-6		
26	26-7		
26	26-8		
26	26-9		
27	27-1		
27	27-2		
27	27-3		
27	27-4		
27	27-5		
27	27-6		
28	28-1		

28	28-2		
28	28-3		
28	28-4		
28	28-5		
29	29-1		
29	29-2		
29	29-3		
29	29-4		
29	29-5		
29	29-6		
29	29-7		
29	29-8		
30	30-1		
30	30-2		
30	30-3		
30	30-4		
30	30-5		
31	31-1		
31	31-2		
31	31-3		
31	31-4		
31	31-5		
31	31-6		
31	31-7		
31	31-8		
31	31-9		
31	31-10		
31	31-11		
32	32-1		
32	32-2		
32	32-3		
32	32-4		
32	32-5		
32	32-6		
33	33-1		
33	33-2		
33	33-3		
33	33-4		
33	33-5		
33	33-6		
33	33-7		
33	33-8		
33	33-9		
33	33-10		
33	33-11		

34	34-1		
34	34-2		
34	34-3		
34	34-4		
34	34-5		
34	34-6		
34	34-7		
34	34-8		
34	34-9		
34	34-10		
34	34-11		
35	35-1		
35	35-2		
35	35-3		
35	35-4		
35	35-5		
35	35-6		
36	36-1		
36	36-2		
36	36-3		
36	36-4		
36	36-5		
36	36-6		
36	36-7		
37	37-1		
37	37-2		
37	37-3		
37	37-4		
37	37-5		
37	37-6		
37	37-7		
37	37-8		
37	37-9		
38	38-1		
38	38-2		
38	38-3		
38	38-4		
38	38-5		
38	38-6		
38	38-7		
39	39-1		
39	39-2		
39	39-3		
39	39-4		
40	40-1		

40	40-2		
40	40-3		
40	40-4		
41	41-1		
41	41-2		
41	41-3		
41	41-4		
41	41-5		
41	41-6		
41	41-7		
41	41-8		
41	41-9		
42	42-1		
42	42-2		
42	42-3		
42	42-4		
42	42-5		
42	42-6		
43	43-1		
43	43-2		
43	43-3		
43	43-4		
43	43-5		
43	43-6		
43	43-7		
44	44-1		
44	44-2		
44	44-3		
44	44-4		
44	44-5		
44	44-6		
44	44-7		
44	44-8		
44	44-9		
44	44-10		
44	44-11		
45	45-1		
45	45-2		
45	45-3		
45	45-4		
45	45-5		
45	45-6		
45	45-7		
45	45-8		
45	45-9		

45	45-10		
45	45-11		
46	46-1		
46	46-2		
46	46-3		
46	46-4		
46	46-5		
46	46-6		
46	46-7		
46	46-8		
46	46-9		
46	46-10		
46	46-11		
46	46-12		
47	47-1		
47	47-2		
47	47-3		
47	47-4		
47	47-5		
47	47-6		
48	48-1		
48	48-2		
48	48-3		
48	48-4		
48	48-5		
48	48-6		
48	48-7		
48	48-8		
48	48-9		
48	48-10		
48	48-11		
48	48-12		
49	49-1		
49	49-2		
49	49-3		
49	49-4		
49	49-5		
49	49-6		
49	49-7		
49	49-8		

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第21号

期日前投票の場所について

令和4年7月10日執行予定の参议院議員通常選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
京都府宇治市菟道平町28番地の1 アル・プラザ宇治東
京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の25 宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第22号

在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票の場所について

令和4年7月10日執行予定の参议院議員通常選挙において、在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定します。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
京都府宇治市菟道平町28番地の1 アル・プラザ宇治東
京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の25 宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第23号

期日前投票所を設ける期間について

令和4年7月10日執行予定の参议院議員通常選挙において、次の期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

施設の名称 ①アル・プラザ宇治東
②宇治市産業振興センター
設ける期間 ①令和4年7月5日～7月9日
②令和4年7月7日～7月9日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第24号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参议院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任するものとする。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

期日前投票所の場所 宇治市役所

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
6月23日				
6月24日				
6月25日				
6月26日				
6月27日				
6月28日				
6月29日				
6月30日				
7月1日				
7月2日				
7月3日				
7月4日				
7月5日				
7月6日				
7月7日				
7月8日				
7月9日				

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日				
7月6日				
7月7日				
7月8日				
7月9日				

期日前投票所の場所 宇治市産業振興センター

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月7日				
7月8日				
7月9日				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第25号

選挙人名簿登録の移替をしない期間について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替をしない期間を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月15日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

令和4年6月2日から同年7月10日までの間

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第26号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 令和4年6月21日（火） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 選挙人名簿の選挙時登録について 他

日 時 令和4年7月10日（日） 午前9時～

場 所 宇治市役所 703会議室

日 時 令和4年8月4日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和4年6月21日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,075人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,236人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,618人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第28号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 令和4年7月10日 午後9時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第29号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における宇治市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

開票管理者

住所
氏名
同職務代理人
住所
氏名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第30号

開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、候補者から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日時 令和4年7月7日 午後5時30分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第31号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日時 令和4年6月22日 午後5時30分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第32号

宇治市各投票区の投票場所について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙
2	宇治市立宇治中学校 多目的室	宇治市宇治矢落64番地の1
3	宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地
6	白川集会所	宇治市白川宮ノ前3番地の5
7	宇治市槇島集会所	宇治市槇島町北内24番地の2
8	宇治市槇島コミュニティセンター 大会議室	宇治市槇島町大川原27番地の5
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地
11	宇治市開地域福祉センター	宇治市開町44番地の13
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12
19	旦棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10
22	JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ) 会議室1	宇治市宇治里尻5番地の9
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1

投票区	投票所の施設の名称	所在地
25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棕25番地
29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
31	宇治市東宇治地域福祉センター 研修室	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149
32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
38	宇治市立槇島小学校 体育館	宇治市槇島町吹前35番地
39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山21番地の1
40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
45	宇治市立北槇島小学校 体育館	宇治市槇島町本屋敷40番地の2
46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第33号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げ、午後7時とします。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

第17区投票所 (宇治市笠取集会所)

第18区投票所 (宇治市笠取南部集会所)

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第34号

(揭示済)

選挙公報及び審査公報の配布方法等について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

選挙公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布
配布予定日 令和4年6月28日～7月8日

宇治市選挙管理委員会告示第35号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和4年6月21日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

投票区	投票管理者		同左の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区				
第2区				
第3区				
第4区				
第5区				
第6区				
第7区				
第8区				
第9区				
第10区				
第11区				
第12区				
第13区				
第14区				
第15区				
第16区				
第17区				
第18区				
第19区				
第20区				
第21区				
第22区				
第23区				
第24区				
第25区				
第26区				
第27区				
第28区				
第29区				
第30区				
第31区				
第32区				
第33区				
第34区				
第35区				
第36区				
第37区				
第38区				
第39区				
第40区				
第41区				
第42区				
第43区				
第44区				
第45区				
第46区				
第47区				
第48区				
第49区				

(揭示済)